平成 27 年 6 月 18 日

株　主　各　位

株式会社　筑　波　銀　行
取締役頭取　藤　川　雅　海

「第 91 期定時株主総会招集ご通知」の一部修正について

平成 27 年 6 月 5 日にご送付申しあげました「第 91 期定時株主総会招集ご通知」に一部修正すべき事項がございましたので、謹んでお詫び申しあげますとともに、本ウェブサイトをもって下記のとおり修正させていただきます。

記

以下の 2 箇所を修正いたします。

１．[修正箇所]

「第 91 期定時株主総会招集ご通知」34 ページ

第 2 号議案　「取締役９名選任の件」の（注）に５．として文言を追加

５．の追加により次の文言を６．とする。

[修正内容]

５．社外取締役候補者である堤　義雄氏が選任された場合、第 1 号議案（定款一部変更の件）を原案どおりご承認いただくことを条件として、当行は会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任限度は、堤　義雄氏が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失が無いときに限り、法令に定める最低責任限度額を限度としております。

６．＊は、新任候補であります。

２．[修正箇所]

「第 91 期定時株主総会招集ご通知」37 ページ

第 3 号議案　「監査役５名選任の件」の（注）に５．として文言を追加

５．の追加により次の文言を６．とする。

[修正内容]

５．社外監査役候補者である小野邦夫氏、村上義弘氏、篠崎　暁氏が選任された場合、第 1 号議案（定款一部変更の件）を原案どおりご承認いただくことを条件として、当行は会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任

限度は、小野邦夫氏、村上義弘氏、篠崎　曉氏の各々が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失が無いときに限り、法令に定める最低責任限度額を限度としております。

６．＊は、新任候補であります。

以上